



「日本キリスト教会憲法」改正案 解説 (6)

—長老と執事の務めについて—

久野 牧

第8条（長老）

- 1 長老は、規則に従い、神のことばのもとに教会を治める務めにつくため按手礼をもって任職された者である。長老は、その教会の現住陪餐会員でなければならない。
- 2 長老は、教師と共に教理を擁護する務めを負い、教会会議において教師と同等の責任を持つ。

第9条（執事）

- 1 執事は、規則に従い、教会の奉仕の務めにつくため任職された者である。執事は、その教会の現住陪餐会員でなければならない。
- 2 教会が執事を欠くときは、小会が措置を講ずる。

長老の務め

「日本基督教会信仰の告白」には、教会のかしらである主イエス・キリストから委託された務めとして、次のように三つのことが告白されています。

「教会は……主の委託により正しく御言を宣べ伝へ、聖礼典を行ひ、信徒を訓練し、……」。

初めの二つ、つまり「御言葉を宣べ伝えること」と「聖礼典を行うこと」は、第6条、第7条で規定されているように、専ら教師が担うべきこととして理解されています。第三番目の務めである「信徒を訓練すること」は、憲法改正案においては、「神のことばのもとに教会を治める務めにつく」という表現で、長老が教師と共に担うべきものとして規定されています。

現行憲法との大きな相違点の一つは、「牧師を補佐して」が「教師と共に」という具合に、長老の務めを積極的に規定していることです。現行憲法が「補佐」という言葉を用いることによって、長老の務めや責任の重さが、牧師のそれよりも軽いもの、あるいは従属的なものであるとの印象を与える危険性があることが指摘されます。そこで改正案では、2項で記されているような教理の擁護や教会会議において、長老は決して従属的であったり、下位に位置するものではないことが明記されることになりました。これは、長老職の認識において一步前進した、と言ってよいでしょう。

長老は教理の擁護の務めのために、自ら聖書をよく読み、説教の真剣な聞き手として礼拝に連なり、教会員の信仰上、生活上のよい配慮者として積極的に交わりを持つことが求められます。神のことばの正しい理解と教会

員の現状の心のこもった把握とによってこそ、この務めはみこころにそって果たされるに違いありません。

さらに、「長老は……教会会議において教師と同等の責任を持つ」という規定も、小会・中会・大会などの教会会議において、長老は決して牧師任せであってよいのではなく、主のご支配の下に教会を形成していくために、牧師と変わらない責任を負っていることを明らかにしたもののです。現行憲法でも、憲法改正案でも、長老が中会や大会の議長に選出されうることをご存じでしょうか。

執事の務め

この規定も大きく変わりました。現行憲法では「執事は牧師および長老を補佐して、教会の諸務を掌る……」と規定されています。「教会の諸務」の内容の理解が必ずしも明瞭ではありませんでした。単なる事務的なことという理解から、援助・救護といった〈奉仕〉を内容としているという理解まであって様々でした。

現段階でも、必ずしも一致した理解があるわけではありませんが、憲法改正案では、まず執事の務めの聖書的・歴史的の理解に立って、「教会の奉仕の務めにつく」ものとして、教会は執事をおくということを規定しています。これは教会そのものが奉仕の務めをもっていることを語っていると言ってもよいでしょう。2項の「教会が執事を欠くとき……」というのは、執事としての適当な人物を選出できない時は、奉仕の務めを果たすために、小会が何らかの方法をとるべきだと言っているのです。

今日、教会の内外で、精神的・肉体的・経済的に援助や救護や交わりを必要としている人々が多くいます。「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことである」(マタイ25:40)と言われる主ご自身が仕える人であられたことを、教会は忘れてはならないでしょう。「執事職の軽視は、教会の閉鎖性につながりかねない」という指摘を、私たちはこれから教会形成において大切に考えていくたいものです。

こうして、憲法改正案においては、長老・執事の務めを、これまで以上に明確にすることによって、私たちの教会を主のからだなる教会としていっそう整え、強めていこうとすることが目指されていることが分かります。

(前「信仰と制度」に関する委員、札幌北一条教会牧師)